3　審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止
　無効審判手続において、審決の予告を行い、それに応じた訂正請求ができる手続を導入した上で、その無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止することとした。
4　再審の訴え等における主張の制限
　特許権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に特許の無効審決が確定したとき等は、訴訟の当事者であった者は、その判決に対する再審の訴え等において、当該無効審決等が確定したことを主張することができないこととした。
5　審決の確定の範囲等に係る規定の整備
　二以上の請求項に係る特許の無効審判及び訂正審判について、その審決の確定の範囲等に係る規定を整備することとした。
6　無効審判の確定審決の第三者効の廃止
　無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができることとした。
7　料金の見直し
㈠　特許料の減免等について、その要件を緩和し、併せてその期間を第一年から第一〇年までに延長することとした。
㈡　第一一年から第二〇年までの意匠登録料を引き下げることとした。
㈢　国際出願手数料のうち、調査手数料等について、法律で上限額を設け、具体的な額を政令で定める手数料とすることとした。
8　発明の新規性喪失の例外規定の見直し
　特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明については、内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除き、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができることとした。
9　出願人・特許権者の救済手続の見直し
㈠　外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出について、提出期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができることとした。
㈡　特許料等の追納について、追納期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は特許料等の追納をすることができることとした。
10　商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止
　商標権が消滅した日から一年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定について、これを廃止することとした。
11　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（法律第六四号）（外務省）

1　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めることとした。（第一条関係）
2　東北地方太平洋沖地震による災害の被災者が、平成二三年三月一一日において現に有効な一般旅券を当該災害により紛失等した場合において、外務大臣が、月を単位とする五年以内の期間であってその満了の日が当該紛失等した旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする震災特例旅券を手数料なしで発行できることとした。（第二条第一項及び第四条関係）
3　五年を有効期間とする震災特例旅券の有効期間満了の日が当該旅券の発給を受けた被災者が紛失等した旅券の有効期間満了の日より一月以上前である場合において、外務大臣又は領事官が、月を単位とする期間であってその満了の日が当該紛失等した旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする震災特例旅券を手数料なしで発行できることとした。（第二条第二項及び第四条関係）
4　震災特例旅券の交付に係る事務を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするとともに、震災特例旅券の発行に係る事務の一部を政令により都道府県知事が行うことができることとした。（第二条第四項及び第三条関係）
5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令（政令第一六三号）（総務省）

1　東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県二戸市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定めることとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（金融庁）

1　資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第四五条関係）
2　この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二三年六月一四日）から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（政令第一六五号）（外務省）

1　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二三年法律第六四号）（以下「法」という。）第二条第一項に規定する被災者を、その居住する住宅について、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とすることとした。（第一条関係）
2　法第二条第四項に規定する外務大臣が行う震災特例旅券の発行に関する事務のうち震災特例旅券の作成の事務を、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第二条関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。